

# 告示

## 埼玉県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
安部歯科医院	所在地	川口市伊刈四一四 オフィスアコード二 F	川口市芝東町二〇一六 オフィスアコード二F

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所名称	施術所所在地		
戸塚 智隆	施術所名称	行田市門井町二一三 一	すつきり整骨院ラボ	すつきり整骨院はこだ 熊谷市箱田一―一四― 一 ヤオコー熊谷箱田 店二階
	施術所所在地			
佐々木 信一	施術所名称	まごころマッサージ 治療院	すつきり整骨院ラボ	訪問リハビリマッサージ ジゆるみん
	施術所所在地	東京都練馬区東大泉 三―一―五 スプリ ングビル三階		

梅澤 佳輔	施術所所在地	川口市赤井四丁目 七丁目六丁目〇一	川口市道合九一八一二 九
----------	--------	----------------------	-----------------